

疑いがあるときには、調査を請求することができます。請求は、議員にかかるものにあつては議長に、首長等にかかるものにあつては首長に対して行い、前者の場合は議長を経て、後者の場合は直接に、首長が政治倫理審査会に調査・審査を求めます。こうした手順を踏むのは、審査会が執行機関の附属機関であつて、議会が直接、審査会に調査を求めることができなからずです。

肝心なのは、この条例違反のすべてを調査請求事由とすることです。そして、条例違反のすべてを審査する審査会の権限に連動させる必要があります。住民の調査請求事由に欠ける部分があれば、そこには審査会の調査・審査が及ばず、それだけ条例の実効性は失われるからです。条例のなかには、住民の調査請求事由を狭く限定している例がありますが、これは審査会の権限をそれだけ弱めることとなり、よくありません。

(3) 請求の要件

調査請求は、条例違反の疑いを証する資料を添えて行います。「証する」とは、違反があると疑うに足りる「疎明」をいい、違反を立証する「証明」である必要はありません。「疎明」とは、訴訟手続上、裁判官に一応確からしいという程度の心証を得させるための説明のことです。請求が単なるうわさ話によるものではなく、条例違反の疑いを抱くのはもつともだという場合には、審査会の調査と判断を仰ぐべきだからです。住民の適法な調査請求があつた以上、

首長は必ず審査会に諮問し、審査会は調査・審査を行わねばなりません。

調査請求は、一人でもできます。この点は、情報公開条例の開示請求や住民監査請求が一人でも可能なと同じです。これらは「知る権利」に基づき、住民が行政の違法・不当をただすための制度であつて、その趣旨は政治倫理条例の調査請求と異なるからです。

条例のなかには、選挙権をもつ住民の一定数ないし一定比率の連署を請求の要件としている例もみられます。しかし、これは右の趣旨に照らして法理上、妥当でないばかりか、實際上、住民の調査請求を困難にすることとなり、好ましくありません。請求権が濫用されないために、疎明資料の添付が義務づけられており、それで事足りません。

審査会は毎年の資産報告書の審査は別として、住民の調査請求がなければ、条例違反の疑いのある個別案件を自発的に取り上げ、調査・審査することはできません。それをすると、審査会は政争に巻き込まれ、中立・公平を損なうおそれがあるからです。ただし、政治倫理にかかわる制度一般の改善に関しては建議権があります。